計量制度検討小委員会報告書(案)に対する パブリックコメントでの意見及び意見に対する考え方について

注)本資料はパブリックコメントで頂いたご意見のうち、第3WGに該当する 箇所のみ抜粋してあります。全体版は次回の計量制度検討小委員会でご報告 する予定です。

意見 数	項目	意見	対応等
1	全にし【2意見】	計量器の規制については、検査・検定制度に関しては、規制の枠組みをさらに拡大していかなければならないと思う。 そういう点では、標準の管理の点でもいえるトレーサビリティーの確保の点で進むべき方向と思われる。	ご指摘を踏まえ、計量トレーサビリティ(JCSS)制度の普及促進、計量トレーサビリティ制度と検査・検定制度との関係については、引き続き、計量行政審議会小委員会第3WGで議論してまいります。
2		計量単位において物質量が含まれる た成義には組成の決定も計量が ら、加ることとなります。しかしなが ら、組成の決定操作は、通常、 量)分析と呼ばれ、一般の計量とと 思われます。 鉱工業型品の組成については、JIS でその組成定量法が定められています。また、JISの多くは ISOと関連するまた、JISの多くは ISOと関連するまた、するとはいます。それらの JIS 定量法においていまなります。それらの JIS 定量法によいでありまないでは、ま準分析法、するとはにしてのその値を保証するシステムが確立されていては、既に日本としてのその値を保証するシステムが確立されていては、環境計量として、計量として、計量として、計量として、計量として、計量として、計量として、計量として、計算には、対象には、対象には、対象には、対象には、対象には、対象には、対象には、対象	この意見は、(社)日本鉄鋼連盟及び関係企業からのものですが、経済産業省と(社)日本鉄鋼連盟で意見交換を行って、別紙のような共通の理解に達しました。今後は、ご指摘を踏まえて計量標準の整備を行ってまいります。

		に組み込まれています。従って、計量	
		制度として、分析全般を取り込むよう	
		にもこの報告書は読めます。	
		しかし、鉱工業製品の組成について	
		も計量制度に取り込み、JCSS等、計	
		量制度による新たな組成値決定シス	
		テムを構築することは、民間の努力で	
		構築してきた高いレベルの CRM の供	
		給体制に問題を引き起こすとともに、	
		現場の混乱を招きます*。また ISO 分	
		析法では SI トレーサブルかあるいは	
		純物質を基準に定量値を求める手順	
		となっているため、それとの整合性も	
		問題となります。	
		よって、鉱工業製品の組成について	
		は、従来通り JIS に委ね、計量制度と	
		して新たなシステムを構築すべきで	
		はないと考えます。そしてそのこと(鉱	
		工業製品の組成の決定は、JISによ	
		り、計量制度の範疇から外れること)	
		を報告書として明記すべきと考えま	
		す。	
) 第1	標準物質の表現及びトレーサビリティ	この意見は、(社)日本鉄鋼連盟及び
	計量	について度量衡などのケースと濃度	関係企業からのものですが、経済産
	の基準と	計量などのケースが混在して表現さ	業省と(社)日本鉄鋼連盟で意見交換
		れているため、誤解を招きやすい。そ	を行って、別紙のような共通の理解に
	計量	れぞれにあったケースの流れ、体系	達しました。今後は、ご指摘を踏まえ
3	標準	を明記すべきである。また、濃度計量	て計量標準の整備を行ってまいりま
3	の供	においては組成標準物質の位置づけ	す。
	給	ISO/IEC17025 等で重要であり、あい	
	^{作口} 【1	まいな体系では、トレーサビリティの	
	意	点で誤解を招く。また、濃度計量では	
	^怎 見】	トレーサビリティの階層を判りやすく	
	元』	明確な記述が必要。	

ī	ĺ	1	1
	2.	国際整合性について;具体例で示さ	御指摘のように日本の技術的ポテン
	計量	ねばなりません。血中の Na,K の測定	シャルが高い分野は、リーダーシップ
	標準	では日本の方式が受け入れられ、世	を発揮して積極的に国際整合性の確
5	の開	界中で数年に渡る議論に結論がでま	保を推進することが産業競争力等の
	発▪	した。	強化の観点から重要です。今後とも、
	供給		内外の関係機関と連携して、国際整
	【18		合性の確保を図ってまいります。
	意	組成標準物質などは業界団体などで	この意見は、(社)日本鉄鋼連盟及び
	見】	既に広く用いられているものがある	関係企業からのものですが、経済産
		が、その取り扱いや供給方法につい	業省と(社)日本鉄鋼連盟で意見交換
6		て JCSS のみの制度には疑問が残	を行って、別紙のような共通の理解に
		る。組成標準物質に関しては民間か	達しました。今後は、ご指摘を踏まえ
		らの供給されているものを活用するこ	て計量標準の整備を行ってまいりま
		とも考慮すべきである。	す。
		組成標準物質の作製は、NMIJ に移	この意見は、(社)日本鉄鋼連盟及び
		管することなく、現状のように民間団	関係企業からのものですが、経済産
		体に一任し、民間団体が作製した組	業省と(社)日本鉄鋼連盟で意見交換
		成標準物質を国が認知するシステム	を行って、別紙のような共通の理解に
7		とすべきである。	達しました。今後は、ご指摘を踏まえ
		NMIJ は、標準溶液、標準ガス等、組	て計量標準の整備を行ってまいりま
		成を決定する上で必要な一次標準物	す。
		質を供給することに集中すべきであ	
		る。	
		p10(イ)(i)において、「化学的な量	この意見は、(社)日本鉄鋼連盟及び
		の計測を行うときに、計測器の調整を	関係企業からのものですが、経済産
		行う基準となる物質を『標準物質』と	業省と(社)日本鉄鋼連盟で意見交換
		呼んでいる。」となっていますが、通常	を行って、別紙のような共通の理解に
		の定義と異なります。JIS Q 0030(ISO	達しました。今後は、ご指摘を踏まえ
		Guide 30)の「標準物質」の定義は「測	て計量標準の整備を行ってまいりま
8		定装置の校正、測定方法の評価又は	す。
		材料に値を付与することに用いるた	
		めに一つ以上の特性値が十分に均	
		一で、適切に確定されている材料又	
		は物質」とされています。すなわち、	
		標準物質は「測定装置の校正」だけ	
		ではありません。『2. 計量標準の開	

発・供給』の章について、「測定装置の校正に用いる」標準物質と「測定方法の評価に用いる」標準物質とを明確に区別し、その各々に対して、開発・供給についての提言となるよう報告書を作成頂きたいと存じます。 (計量法の定義からすると、「測定方法の評価に用いる」標準物質は計量法における標準物質ではないので、この報告書で答申すべき内容ではないのかもしれません。そうであれば、その旨を明記して頂きたいと存じます。)

> この意見は、(社)日本鉄鋼連盟及び 関係企業からのものですが、経済産 業省と(社)日本鉄鋼連盟で意見交換 を行って、別紙のような共通の理解に 達しました。今後は、ご指摘を踏まえ て計量標準の整備を行ってまいりま す。

標準物質は、「計測器の調整を行う 基準」(報告書 p10)として使用され る以外に、ISO/IEC17025「試験所及 び校正機関の能力に関する一般要 求事項1の5.9「試験・校正結果の品 質の保証 I (ISO/IEC9001 では 7.5.2) 「製造及びサービス提供に関するプ ロセスの妥当性の確認」)に適合する ための手段としても使用される。現 在、一般的に使用されている組成標 準物質(鉄鋼認証標準物質など)の 用途は主に後者である。一般的には 「プロセス(分析作業)の妥当性確認」 に使用する標準物質を「計測器の調 整を行う基準」として使用することは ない。

報告書には、「産業界、学会等の関係者間の合意の下で利用されている民間の計量標準」(p16、20)やCDMARへの言及(p、20)など、妥当性確認に使用される標準物質も審議の対象に含まれるかのような表現が散見される。しかし、第5'図に明らか

	なように、審議を通して見直しが提言されているのは、校正システムとしての JCSS である。従って、国の計量制度の中で対象とする標準物質は、「計測器の調整を行う基準」として使用される標準物質に限ることを明記し、妥当性確認に使用される標準物質は適用外であることを明確にすべきである。	
10	NMIJ の役割分担が曖昧であり、明確にする必要がある。NMIJ は基準物質に関する役割を担うべきであり、組成標準物質については対象外とし、民間で製造・供給している組成標準物質については民間にまかせるべきである。	この意見は、(社)日本鉄鋼連盟及び 関係企業からのものですが、経済産 業省と(社)日本鉄鋼連盟で意見交換 を行って、別紙のような共通の理解に 達しました。今後は、ご指摘を踏まえ て計量標準の整備を行ってまいりま す。
11	国家計量標準・・・・・第2図を行う機関は・・・・;CERIが入っていますが、国が世界に向かって宣言しなければなりません。これの行動を誰がとりますか?	イギリスやドイツ等では、計量標準の維持に責任を有する機関が CIPM/MRAに則り国際整合性の確保を進める体制が明確になっていますが、ご指摘のように我が国では必ずしもこの点が明確ではありませんでした。今後は「(1)計量標準の開発・供給体制②新たな方向性」にも記述したように、国家計量標準の開発・供給体制の構築と役割分担を見直した上で、我が国の NMI である産業技術総合研究所(NMIJ)及び NMIJ 以外の機関が供給する国家計量標準については CIPM/MRA における designated NMI としてこれらの機関を指定することにより、責任・体制を明確化して対応してまいります。

12	第2図―2に、いきなり例としてアラントインの分析がでており、LC/MS で測定することになっていますが、分析を始めるには先ずどれだけの精度が必要かを定めないと、分析法が定まりません。また測定値の不確かさを求めるように指示しなければ、事例にもなりません。	第2-2図は計量器(この例では GC/MS)の校正に用いる標準物質の 一般的な使われ方を簡易的に説明したものです。実際には分析対象物や 目的に合わせて適切な分析法を設定し、報告される測定値には不確かさの記述が不可欠であることはご指摘の通りです。本図は、標準物質の使用のされ方を専門家以外の方向けに解説することを目的としており、簡易でわかりやすいことを優先させておりますのでご理解下さい。
13	国家計量標準の必要性で・・・;現状の NMIJ でよろしいのでしょうか? かつての米国の NBS ではそれなりの重厚な背景がありました。まだ日本には多少ともこのような背景が残っています。例えば東北大学 金研の分析室などは、特定分野ですが世界に負けない力があります。これらを NMIJ が中心になり組織作りを考えては?	現在の計量法においても、国家計量標準については、大学自身が希望すれば、計量法の要件が満たされたときに指定校正機関として国家計量標準を供給できる制度となっておりますし、CIPM/MRAにおけるDesignated NMIとしてこれらの機関を指定することも可能となっています。また、指定計量標準制度(仮称)の導入など、さらに、ご指摘のような分担・連携が進めやすい制度に改善することを検討してまいります。
14	Principal NMI の仕事;分析に携わる人の悩みは分析のような下支えの仕事に会社幹部の理解がないことです。NMI が声を大にして 1m, 1kg と同じ用に大切だと経済界、マスコミに話して頂ければ少しでも良い方向に向かうと存じます。	ご指摘のとおり我が国の計量制度に 係る内外に向けた広報が必要であ り、取り組んでまいります。
15	第4図;SI ユニットに向かう日本のラボの体系を世界に知らしめる必要があります。	ご指摘のとおり我が国の計量制度に 係る内外に向けた広報が必要であ り、取り組んでまいります。

p20(iv)において、指定計量標準として

b) SIトレーサブルではないが、産業界、学会等の関係者間の合意の下で利用されている計量標準や、・・・計量標準の中で、将来的に研究開発等を経て、SIトレーサブルな国家計量標準が開発されるまでの期間、暫定的に我が国の最高位の計量標準と位置付けられる計量標準。

とありますが、この内容では、産業 界、学会等で現在作製・頒布している 組成標準物質等の「測定方法の評価 に用いる」標準物質の取扱が不明で す。これから暫定的に位置付けるが、 将来的にはこれらの標準物質は国と して標準物質とは認めないということ でしょうか。(社)日本鉄鋼連盟(鉄 連)作製の鉄鋼標準物質(JSS)(組 成標準物質)は、各協力機関ととも に、100年にわたる期間営々と培って きた、高いノウハウと技術力により製 造されており、鉄鋼業界は、この JSS に全幅の信頼をおいて使用してきて います。また、外国からも高い評価を 得ており、外国への頒布数は、全頒 布数の 10~20%となっています。 他産業界、学会等にて作製されてい る標準物質についても同様な技術レ ベルと言え、これらは全て我が国の 最も信頼性の高い標準物質として認 知されているものと言えます。 知的基盤整備特別委員会 標準物質 の供給体制のあり方に関する WG に おいては、民間団体等が製造してい

る標準物質をどう活用するかという命

この意見は、(社)日本鉄鋼連盟及び 関係企業からのものですが、経済産 業省と(社)日本鉄鋼連盟で意見交換 を行って、別紙のような共通の理解に 達しました。今後は、ご指摘を踏まえ て計量標準の整備を行ってまいりま す。

題について答申すべきところ、明確な方針を出せずに解散していますが、知的基盤整備特別委員会の命題に対する方針を、より明確に示すべきだと考えます。すなわち、民間団体等で作製できる標準物質は、民間団体等に任せる、更にはその拡充を支援することとし、民間団体等が作成できないものを国=NMIJが担当するとの見解を明確に打ち出すべきだと考えます。

上記視点から、すなわち、民間団体等の製造標準物質の国としての認知のために指定計量標準制度を創設するのならよろしいのですが、この処置は暫定的なもので、最終的には NMIJがこれらの標準物質も全て製造していくという方針を補完する制度ということであれば、鉄鋼業界代表委員が知的基盤整備特別委員会や JISC 総会でも強く発言しているように、鉄鋼業界として強く反対します。

以下の意見は、指定計量標準制度が、民間団体等の製造標準物質を暫定的でなく、恒久に国として認知する制度であるとの前提で申し述べ事物質は、組成により分析方法が異なるが異なるが類繁に発生します。これらの各を経済産業大臣が指定することになるのでしょうか。また、作製→申請→指定までのタイムラグはどれくらいになるのでしょうか。国家標準物質として承認するための制度を設けるとして承認するための制度を設けるとし

この意見は、(社)日本鉄鋼連盟及び 関係企業からのものですが、経済産 業省と(社)日本鉄鋼連盟で意見交換 を行って、別紙のような共通の理解に 達しました。今後は、ご指摘を踏まえ て計量標準の整備を行ってまいりま す。

	ても、産業界の生産に悪影響が出て	
	は絶対になりません。検討する場合	
	でも、現在の標準物質供給システム	
	を阻害しない制度として頂きたいと存	
	じます。	
	ユーザーの需要・・・; 学会の関係者と	ご指摘の実行者は、計量法では経済
	話して頂ければ大半が掴めると存じ	産業大臣と定められており、経済産
	ます。実行者を誰にするかが問題で	業省が計量行政審議会の意見を聴
	しょう。	き、産業技術総合研究所や
		Designated NMI 機関と協議しながら
18		進めることとしております。また、経済
		産業省、産業技術総合研究所に計量
		標準に係る要望の窓口を設け、広く
		意見を受け付けることとしておりま
		す。
	第5図 JCSS の階層化;縦方向の	第5図は現行の JCSS 制度における
	Traceability だけではなくて横方向の	計量トレーサビリティの流れを示した
	Traceability の概念を確立する必要が	ものです。御指摘のように、計測の精
	あります。これがはっきりしないと臨	度を確保するためには、計量トレーサ
	床検査や環境分析が宙に浮いてしま	ビリティのとれた計量器や標準物質
19	います。	を使用するだけではなく、マネジメント
		や、計測の技術・技能の確保等が重
		要です。このため、研修や関係試験
		機関による持ち回り試験など、分析
		能力の底上げを図る努力は必要であ
		ると考えております。
	計量器と標準物質とを区別しないで	この意見は、(社)日本鉄鋼連盟及び
	体系図(第5図)が記述されており、	関係企業からのものですが、経済産
	誤解を招く表現となっている。標準物	業省と(社)日本鉄鋼連盟で意見交換
	質については計量器とは別の体系図	を行って、別紙のような共通の理解に
	を明示する必要がある。また標準物	達しました。今後は、ご指摘を踏まえ
20	質の用語が種々あり(基準物質、特	て計量標準の整備を行ってまいりま
	定標準物質等)、これらがトレーサビ	す。
	リティ体系での階層を明確にしておく	
	必要がある(例えば1次標準物質、2	
	次標準物質等の数値を入れた表現	

	で整理すると理解されやすい。)	
	標準物質は標準溶液(試薬)と組成	この意見は、(社)日本鉄鋼連盟及び
	標準物質(標準試料ともいう)に大きく	関係企業からのものですが、経済産
	区別されるが、その説明がないため	業省と(社)日本鉄鋼連盟で意見交換
	に、上記の項目で組成標準物質(標	を行って、別紙のような共通の理解に
	準試料ともいう)もJCSSの対象にな	達しました。今後は、ご指摘を踏まえ
	るような誤解を招きやすい(受け取る	て計量標準の整備を行ってまいりま
	側での問題かもしれないが)。JCSS	す。
	では、その性格上標準溶液(試薬)の	
21	みに限り、組成標準物質は対象外と	
	することを明記すべきである。	
	今回の報告書を通読したところ、上記	
	の区別について触れられていないた	
	め、組成標準物質なども JCSS の「準	
	国家標準」として扱うのかどうか議論	
	を呼びそうである。しかし、そうではな	
	いことを一言ことわっておく必要があ	
	ると思われる。	
	この意見も、指定計量標準制度が、	この意見は、(社)日本鉄鋼連盟及び
	民間団体等の製造標準物質を暫定	関係企業からのものですが、経済産
	的でなく、恒久に国として認知する制	業省と(社)日本鉄鋼連盟で意見交換
	度であるとの前提で申し述べます。	を行って、別紙のような共通の理解に
	p26(iii)における「標準物質の供給」	達しました。今後は、ご指摘を踏まえ
	の意味する範囲と、指定計量標準と	て計量標準の整備を行ってまいりま
	の関係が不明確ですが、指定計量標	す。
	準製造機関に対して ISO ガイド 34 の	
22	取得を要件とすることには、その機関	
22	が標準物質製造を主業務としていな	
	いため、反対です。	
	品質保証体制が不備な製造体制で	
	あれば問題がありますが、現在の世	
	界の主たる鉄鋼 CRM 供給組織でも	
	ISO ガイド 34 の取得を条件とはしてい	
	ません。NIST は ISO ガイド 34 を取得	
	したのでしょうか。NIST、英国の BAS	
	など、いずれも名目的な取得はせず	

		に、実質はガイド 34 以上のレベルの	
		品質保証体制で対応してきていると	
		存じます。	
	2.	『計量に関わる「証明」については、	ご指摘を踏まえ、引き続き検討して参
	計量	当該「証明」を必要とする者が、第三	ります。
	証明	者に証明行為を依頼することがある。	
	の事	計量法はこの第3者が行う「計量証	
	業	明の事業」について、計量法第6章第	
	【26	1節において規制を行っている。その	
	意	中で、計量証明事業者は、経済産業	
	見】	省省令に定める事業の区分があ	
		る。』とある。この区分以外の法定計	
		量(単位)である計量値の第三者測	
		定サービスは、現在、事業規制のさ	
00		れていない計量証明事業に当たると	
66		解される。放射線関連の測定サービ	
		ス事業(第3者測定)は、事業規制の	
		ない計量証明事業にあたる。線量当	
		量(シーベルト)がエスアイ(単位)に	
		採用されたのには人類の健康に影響	
		するものはエスアイにするという経緯	
		がある。国民の健康に影響する測定	
		量の第三者測定サービスなので、そ	
		のサービス事業のマネジメントシステ	
		ムを JISQ17025 とする等の義務を課	
		し、その監視を行政庁が行うべきであ	
		る。	
		計量証明の事業;どこに問題がある	ご指摘を踏まえ、計量証明事業の信
		のかこれを摘発する必要がありま	頼性の担保については、引き続き、
		す。私の経験から言うならば、第一が	計量行政審議会小委員会第3WGで
67		会社の上層部の理解不足です。さら	議論してまいります。
		に分析技術者は外部からの脅迫、圧	
		力にさらされています。これの防波堤	
		も上層部です。	

68	計量証明事業に関する計量法の規定を一般計量証明の3つに分け、各々について登録基準等を記載する構成にしてはどうか。	計量法及び関係政省令に計量記述 は、 計測の目的を特定せずに計量計測に 環境計算を限定した「環境ありません」 では、 環境を限定した「環境が関係の部分では、 では、 では、 では、 では、 では、 できないません。)。 計画に は、 に対して、 環境に は、 に対して、 環境に は、 に対して、 環境に は、 に対して、 環境に は、 に対して はない 事業の運用の が、 にはない 事業の運用の が、 にはない 事業の運用の が、 による には、
69	正確な計量・計測が求められている 事への意見。 地方公共団体のみならず、民間企業 で構成している私ども協会が危惧す る事態は、発注先である分析機関(環 境計量証明事業者)に分析結果の管 理責任があることには同意いたしま すが、発注元の企業が環境計量証明 事業者の能力確認まではできないの が実情であり、その結果不正確な計 量結果により国民の信頼を裏切るこ とです。計量法に基づく分析機関の 登録制度が存在する以上、当然の事 ながら利用者である我々は環境計量	ご指摘を踏まえ、計量証明事業の信頼性の担保については、引き続き、計量行政審議会小委員会第3WGで議論してまいります。

証明事業登録制度において分析機 関の能力確認がなされたのち登録さ れていると理解しています。もし計量 法がその事を担保していない(技術能 力の確認がなされない)のであれば、 そもそも登録制度の意義が何処にあ るのか、誰もが登録制度の存在意義 を其処に求めています。分析機関の 試験所としての能力確認がなされな い事は、計量法の登録制度の自己矛 盾ではないでしょうか。安全・安心な 能力・品質を担保しているからこそ登 録制度の存在意義があると思慮いた します。技術能力の高い分析機関で も、さまざまな要因により技術能力が 低下することがあります。現行法では こうした分析機関(環境計量証明事業 所)の技術能力を評価確認する方法 がありません。こうしたことから、登録 時及び登録後定期的に分析機関の 技術能力を確認する制度の創設を求 めます。具体的な制度としては ISO/IEC17025 の利用が妥当と考え ます。

ご指摘を踏まえ、計量証明事業の信頼性の担保については、引き続き、計量行政審議会小委員会第3WGで議論してまいります。

70

いることに対する意見。 地方公共団体は、入札に際し環境計量証明事業の登録が、計量法により 技術能力の確認と信頼性の担保がな されているものとしている。しかしなが ら現実は指摘のとおり信頼性が揺ら いでいる事は事実。計量法でこの技 術能力の確認と信頼性の担保が不 十分であれば当然の事ながら法改正 により①技術能力の確認ができたと

地方公共団体が能力や信頼性による

選別が不十分な結果問題が発生して

1 1	-707X47+70F##0HD	
	ころのみ登録できる②信頼性の担保	
	が可能な制度の創設、を求めたい。	
	具体的には計量制度検討小委員会	
	報告書にも度々出てくる	
	ISO/IEC17025 を取り入れることが最	
	も現実的と思われる。	
	都道府県知事は、事業者の登録の取	ご指摘を踏まえ、計量証明事業の信
	り消し又は一年以内の期間を定めて	頼性の担保については、引き続き、
	事業の停止を命ずることができること	計量行政審議会小委員会第3WGで
	とされている。	議論してまいります。
	不正行為を行った場合、都道府県知	
71	事が業務の停止を命ずる事のできる	
	よう、計量検定所の実施体制を整備	
	してほしい、あるいは各都道府県が	
	不正行為を見つけることができない	
	のであれば、何らかの制度担保が必	
	要と考えます。	
	計量士の登録が更新制ではないこと	ご指摘を踏まえ、計量証明事業の信
	等から、能力が維持されているかを	頼性の担保については、引き続き、
	第三者から確認・評価する手段がなく	計量行政審議会小委員会第3WGで
	~改善の必要性が指摘されている。	議論してまいります。
	計量士の更新制は大賛成です。計量	
72	士の能力を第三者から確認・評価す	
	ることの必要性を否定するものでは	
	ありませんが当然の事ながら計量士	
	の所属する計量証明事業所も、その	
	能力を第三者から確認・評価すること	
	を求めなければならないと考えます。	
	「計量証明事業は、申請を行い、登録	ご指摘を踏まえ、計量証明事業の信
	の基準を満たせば行える事業であ	頼性の担保については、引き続き、
	る。したがって、①地方公共団体の計	計量行政審議会小委員会第3WGで
	量法担当部署は、個々の計量証明事	議論してまいります。
73	業者が登録の基準を満たしているか	
	以外に、その能力・品質を審査するこ	
74	とは求められていない。他方、②地方	
	公共団体の環境担当部署等が、大	

気、水、土壌等の計量を計量証明事業者に発註する等の場合は、登録基準を満たしているかを確認し、かつ入札が適正に行われるかに留意することはもとより、発注者の管理責任として発注先の能力・品質が必要なレベルに達しているかを審査する必要がある。」について、

①登録のための基準等について、発 注者である地方公共団体などは計量 証明事業者が、計量法のもと、その 能力・品質を審査されているものとし て登録制度を信頼している。よって、 法改正において、その能力・品質の 審査がなされるようにして頂きたい。 ②発注者の責務について、地方自治 体等が発注者の管理責任について、 ご指摘のような認識を必ずしも持って いない現状(計量証明事業登録制度 が管理責任の担保を果たしていると 理解している)を考慮すれば、管理責 任が発注者側にあることを明確に広 報する必要性があると考えます。国 が直接に地方自治体などに注意喚起 する、関係地方団体を通じ関係機関 に広報することの必要性を求めま す。

特定計量証明事業の信頼性の確保には、報告書によるご指摘のとおりで

す。信頼性の確保のため、制度面の

極微量物質の計量のみならず、信頼

性の確保の観点から云えば地方公 共団体等の発註する環境測定は計 量証明事業者の能力・品質の担保に も指摘されている(地方公共団体の環

見直しも必要なことと考えます。

ご指摘を踏まえ、計量証明事業の信頼性の担保については、引き続き、計量行政審議会小委員会第3WGで議論してまいります。

境担当部署等が、能力・品質が劣る 計量証明事業者に発注を避けるため)ことが必要不可欠なため、高度な 信頼性を担保した制度の新設を求め るものです。

報告案(i)では計量証明事業者の能 力・品質の担保の為、立入検査や講 習会の実施の支援、また(iii)では、登 録更新制の再導入が予定されていま す。計量証明事業所の能力・品質の 担保は計量証明事業を営む上で重 要なことですが、これだけでは、わが 国の計量証明事業所の能力向上・精 度維持管理においては希薄だと思い ます。そこで、下記の提案をさせて頂 きます。計量証明事業に特定計量証 明事業と同じ認定登録制度の導入但 し、計量証明事業は特定計量証明事 業のような限定された分析範囲でな い為、方法の妥当性(ISO/IEC17025 5.4)や、全ての分析項目の技能試験 への参加は困難であることから、下 記内容を認定基準の必須内容とする ことをご提案させて頂きます。①品質 システムが確立・維持されていること(基 準:ISO/IEC17025 4.1~4.11)②技術 的能力が確保されていること 試験に 関連するスタッフの技術的能力が十分 か、そのスタッフの教育・訓練は十分か (基準:ISO/IEC17025 5.2) 試験装 置、試験環境は試験を実施するのに は十分か、またそれらは保守管理さ

れているか(基準:ISO/IEC17025

リティの確認(基準:ISO/IEC17025

5.3、5.5)③技能試験の実施とトレーサビ

5.6、5.9) ※技能試験は、MLAP 技能

ご指摘を踏まえ、計量証明事業の信頼性の担保については、引き続き、計量行政審議会小委員会第3WGで議論してまいります。

試験(経済産業省主催)、環境測定統 一精度管理調査(環境省主催)のよう な国が主催の統一試験

環境計量証明事業の主管を環境省に移してはどうか。

始めの4行の趣旨は、都道府県は法で定められた事項(登録事項、事業規程など)を確認することであり、技術的能力などの計量の実力まで確認することは法で求められていないということと思われる。

しかし、分析などの技術的な知識が ないと、法で定められた事項ですら確 認することはできないのではないか。 例えば、ある機器を設備として登録す る場合、公定法で使用可能なのかど うか、使用目的が計量証明行為に当 たるといった項目を確認する必要が あり、分析に関する知識は必須であ る。現状の計量行政機関において は、質量などいわゆる物理関係の量 が業務の中心であり、化学関係の量 が主な対象となる環境測定・分析に 対応できているとはとうてい思えな い。研修でカバーするにしても、最近 の地方自治体の人事ローテーション の短さでは、研修を受講した直後に 人事異動で計量担当を離れてしまあ うという状況になるのがオチではない か、既にそのような状況に陥っている 地方自治体は多いはずである。ま た、人員不足や必置規制の廃止によ り、そもそも研修に職員を派遣できな くなっているところもあるのではない か(今後、増加することは間違いな (1)_o

計量法及び関係政省令においては、 計測の目的を特定せずに計量証明 事業が規定されており、環境計測に 目的を限定した「環境計量証明事業」 といた用語、概念はありません(環境 計量という語が出てくるのは省令の 計量士及び教習・講習の部分です。 また、計量士については「濃度に係る 計量士」及び「音圧レベル及び振動 加速度レベルに係る計量士」の読替 えであって、環境に係る濃度等の測 定しかできないと計量士であるという 規定ではありません。)計量法の計量 証明事業制度は、環境に係る計測に 限らず、正確な計量を法律で担保す る必要に対して広く対応するための 制度であって、環境に限定した議論 にはなじまないものと考えます。 環境分野に固有の問題があるとすれ ば、環境に係る立法で対処すべきも のと考えます。

ダイオキシン類における MLAP(特定計量証明事業制度)と環境省のダイオキシン類の環境測定に係る精度管理指針の関係については、特定計量証明事業制度は、次期の計量法改正時に、ISO/IEC17025 の完全引用により、ISO マネジメントシステムとの整化を図ることとしております。また、特定計量証明事業制度も計量証明事業と同様、環境等使用目的を特定した制度ではなく、高度な計量技術や信頼できるマネジメントシステムを担

	また、そもそも計量方法の基準となる	保するための制度であって、環境計
	公定法や環境基準類は環境省が管	測に目的を限定した議論にはなじま
	轄しているものがほとんどである。ダ	ないものと考えます。他方、環境省の
	イオキシン類における経産省の	ダイオキシン類の環境測定に係る精
	MLAP と環境省のダイオキシン類の	度管理指針は、環境省がダイオキシ
	環境測定に係る精度管理指針がある	ン類の測定を担当する試験所等が自
	ように、経産省と環境省とが同じよう	ら講ずべき措置等を定めた我が国独
	な制度を構築してしまっているように	自のものであり、実体上、地方公共
	見受けられる制度もあるため、管轄を	団体の入札要件として多く使用され
	一本化した方がより合理的な法制度	ていると承知しております。MLAP(特
	を構築できるのではないか。環境規	定計量証明事業制度)とダイオキシン
	制を行う部署と実際に測定を行う事	類の環境測定に係る精度管理指針
	業者を管轄する部署を同じにすること	の制度の違いが現場に混乱を生じさ
	により、技術や規制面の連携がとり	せているとすれば、必要な事項を規
	やすく、かつ環境関係に関する窓口	格化し、国際提案して国際規格とす
	が減ることにより事業者や住民にとっ	ることにより、ISO などの国際規格(マ
	て問い合わせ先が分かりやすくなる	ネジメントシステム規格、計測法に係
	と思われる。	る規格など)に収斂させていくことによ
		り整合化を図るべきと考えます。
		なお、ご指摘を踏まえ、計量証明事
		業の信頼性の担保については、引き
		続き、計量行政審議会小委員会第3
		WGで議論してまいります。また、計
		量証明事業の運用のあり方について
		は、経済産業省が、計量証明事業
		者、自治体、関係機関による連絡会
		を設け、検討してまいります。
	(i)の上から4行目、「NITE による立	計量法で規定されている立入検査で
78	入検査」を「都道府県が行う立入検査	あり、原案どおりとしたいと思います。
	に対する NITE の技術支援」とする。	
	手段の1つとして、濃度区分の計量	計量証明事業は、登録をしなければ
	証明事業者に限り定期的な技能試験	事業を行ってはならないという強い規
	への受検及び参加記録の保存を義	制を伴った制度であり、義務を強化す
79	務づけてはどうか。	ることに対しては慎重であるべきと考
		えます。
		計量証明事業の信頼性の担保につ
		11 主血がチャッロがはかに

į į		
		いては、引き続き、計量行政審議会
		小委員会第3WGで議論してまいりま
		す。
	「能力不足やずさんな計量等」には、	通報の対象とするか否かは、この通
	不正の行為などは含むが、単に計量	報制度の趣旨を踏まえて、通報元の
	証明結果に間違いがあった場合でそ	地方公共団体の個別の判断となり、
	れが単なる計量上のミスに基づくもの	それを全地方公共団体に伝達・公開
00	である場合や、納期遅延である場合	することについては、経済産業省の
80	は、それらが頻繁に起こらないのであ	個別の判断となります。
	れば通報の対象とするべきではな	ご指摘も含め、計量証明事業の信頼
	ιν _°	性の担保については、引き続き、計
		量行政審議会小委員会第3WGで議
		論してまいります。
	「~地方公共団体から経済産業省に	立入検査をするか否か、通報・公開さ
	通報し、内容を審査の上、その結果	れた情報をどのように使うかは、地方
	を経済産業省から」とあるが、このよ	公共団体の判断となります。
	うな通報がある場合は直ちに立入検	
	査を行い、まず不正行為に該当しな	
	いか判断する必要があり、その上で	
	この立入結果から得られた情報を基	
0.1	に共有情報を通知するべきである。	
81	また特定の地方公共団体が特定の	
	計量証明事業者を排他的にしようと	
	する場合に、この情報が利用されるこ	
	とのないよう十分な配慮が必要であ	
	る。さらに地方公共団体から受注実	
	績のない計量証明事業者についての	
	情報は、一切得られないことにも十分	
	配慮すべきである。	
	「~地方公共団体に通知する~」とあ	通報内容の公開については、国や地
	るが、計量証明事業者の受注先の大	方公共団体等に係る情報公開法など
	半が民間企業である現在、これらの	を踏まえ、公開できない情報を除き公
	情報の通知は地方公共団体に限るこ	開してまいります。
82	となく、民間企業や個人に対しても広	
	く行うべきであり、これにより広く国民	
	生活の安全・安心が確保されると考	

		えられる。	
		「~これらの情報も活用し、」とある	ご指摘を踏まえ、計量証明事業の信
		が、これらの情報には能力・品質が	頼性の担保については、引き続き、
		劣るという質の悪さを問うネガティブ	計量行政審議会小委員会第3WGで
		な情報だけではなく、優良な計量証	議論してまいります。
		明事業者として表彰を受けている事	
		項や国の行う精度管理事業に継続参	
		加している事項等の能力や信頼性に	
		配慮しているポジティブな事実も掲載	
		し、質の悪い事業者への発注を防止	
8	33	した上で価格偏重になるだけではな	
		く、品質向上に十分なコストをかけて	
		精度管理に不断の努力を行っている	
		優良な計量証明事業者へ発注がなさ	
		れるよう、通知する情報内容に工夫	
		が必要と考えられる。もし、工夫がな	
		されない場合は、一切情報のない計	
		量証明事業者について能力・品質は	
		不明となってしまうことも十分に配慮	
		するべきである。	
		①現状、北海道の地方自治体(北海	発注条件は発注者が定めるものであ
		道開発建設部、土木現業所、支庁等	り、その内容に規制を加えようとする
		も含める)から発注される業務におい	のであれば立法が必要です。計量証
		ては、水質、大気環境、土壌、産業廃	明事業に当たる行為を含む発注であ
		棄物等の濃度の計量に係る業務が	れば、計量証明事業の登録をした者
		含まれている場合入札資格ならびに	が行わなければ、計量法第 107 条違
		業務履行条件として計量証明事業者	反となります。計量証明ではなく単に
8	34	である必要はないことが多い。実際に	計測しているだけであれば計量法違
		は、測量業登録、補償業務登録をし	反ではありません。
		ている事業者であれば、前記の業務	計量法違反でない計測の信頼性の
		を受注できる。従って、北海道におい	確保は、発注者の責任とならざるを
		ては、河川改修や各種土木・建設工	得ないと考えます。
		事、コンサルタント業務時に発生する	
		濃度の計量に関しては計量証明事業	

	登録を持つメリットというものは皆無	
	であると言って良い。今後は、計量証	
	明事業者の存在意義を大きく向上さ	
	せる事が必要であると考える。	
	①のような状況であるため、発注側	発注条件は発注者が定めるものであ
	が業務の実施内容、成果品の良否判	り、その内容に規制を加えようとする
85	定など出来る事は稀であり計量方	のであれば立法が必要です。計量証
	法、精度管理など議論にすら挙がら	明事業に当たる行為であれば、計量
	ない。発注側の必要なレベルを十分	証明事業の登録をした者が行わなけ
	に確保する必要がある。また、そうい	れば、計量法第 107 条違反となりま
	った事業者を査察する機関(計量検	す。計量証明ではなく単に計測してい
	定所等)の早期充実と実施が必要で	るだけであれば計量法違反ではあり
	ある。	ません。計量法違反でない計測の信
		頼性の確保は、発注者の責任となら
		ざるを得ないと考えます。
	不適切な業務が行われたとしても、そ	計量法違反でない計測の信頼性の
	れらに関する詳細の一切は一般市民	確保は、発注者の責任とならざるを
	に全く知らされる事がない。再入札が	得ないと考えます。行政の行った事
	行われる場合も、理由に関する説明	務の詳細を明らかにすべき場合に
86	は行われない場合が殆どである。こ	は、国や地方公共団体等に係る情報
00	れらは明らかに税金の無駄遣いであ	公開法などを踏まえ、公開を求めて
	り、不正な事例の例示の意味、行政	対処すべきと考えます。
	側の襟を正す意味も含めて些細な事	
	に関しても公表されるシステムを構築	
	して頂きたい。	
	計量証明事業登録をしているというだ	ご指摘を踏まえ、計量証明事業の信
	けで、受注できる業務(特定建築物の	頼性の担保については、引き続き、
	飲料水の水質検査や、室内環境測	計量行政審議会小委員会第3WGで
	定、等々)を極端な安価な値段で実	議論してまいります。
	施している事はよくある事であり、何	
87	ら設備もなく必要な要員もおらず、営	
87	業所だけで登録しているような事業	
	者であればこそ出来る事ではあるの	
	だが、適正な計量証明事業者である	
	事を発注者が判断する事は不可能で	
	あるため、何らかの格付け等の設定	

	が必要であると考える。	
		計量証明事業に係る行政処分や罰
	に業務に復帰する現状を回避するた	則の強化を検討してまいります。
	め、より重い罰則とし、業務が発注さ	XIO IA IB E IXII O COM YOU'S
	れた地域限定のものではなく、日本	
	全国における処罰とする必要がある	
88	(なぜならば、こういった悪質業者は、	
	一つの営業所が業務停止になった	
	り、ある市町村で業務停止になったと	
	しても別の地域で処罰されなければ	
	同様の事を繰り返すからである)。	
	悪質事業者によるダンピング等が横	ご指摘を踏まえ、計量証明事業の信
	行し、精度管理等が疎かになるという	頼性の担保については、引き続き、
89	悪循環を断ち切る行政側の適正な競	計量行政審議会小委員会第3WGで
	争原理指導等を実施するべきであ	議論してまいります。
	る。	
	弱体計量行政から脱皮	計量証明事業等に係る行政処分や
	わが国の国民性による「お上従属社	罰則の強化を検討してまいります。
90	会」では、計量制度における消費者	
	保護(利益)確保は望めない。(性善	
	説は如何なものか)直罰規定の見直	
	し必要である。	
	報告案では特定計量証明事業の認	ご指摘を踏まえ、計量証明事業の信
	定後の信頼性確保のため、技能試験	
	と従事者研修が予定されています。	計量行政審議会小委員会第3WGで
	高い技術力は制度確保上重要なこと	議論してまいります。
91	ですが、これだけではデータ改ざんや	
	分析ミス等が防げるとは思えません。	
	そこで、下記の提案をさせて頂きま す。	